



九州ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和 7 年 4 月 10 日

九州ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、九州ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

【九州ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	初診時の結核疑いに対する結核菌特異的インターフェロニーγ産生能と結核菌群核酸検出の併算定は、原則として認められる。(真に結核を強く疑って検査を施行している場合に限る。)	結核菌特異的インターフェロニーγ産生能は結核感染の有無を調べる検査であり、結核菌群核酸検出は喀痰排出で結核菌の存在を調べる検査である。目的が異なる2つの検査は初診時の検査として必要と考える。以上のことから、初診時の結核の疑いに対する結核菌特異的インターフェロニーγ産生能と結核菌群核酸検出の併算定は、原則として認められると判断した。ただし、肺癌疑いでの単なる鑑別診断の一部として施行した検査は認められないと判断する場合もあり、真に結核を強く疑って検査を施行している場合に限るものとする。	適用年月 令和7年7月診療分 令和8年4月30日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表

本件に関する問合せ先

九州審査事務センター

・ 内科・歯科審査室内科審査第 1 課(TEL:092-233-6825) (末岡)